

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第5条関係） （1）～（30） [略]	別表第2（第5条関係） （1）～（30） [略] <u>（31） 災害時における県民の安否の確認その他の当該災害の被災者の救助の ために必要な措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。